

相談

司法書士無料法律相談

【時】 8月29日(金)13時～16時
9月26日(金)13時～16時
【所】 川内文化ホール
【相談員】 県司法書士会所属司法書士
【内容】 主に多重債務、金銭貸借など契約全般に関する相談
\*申し込みは、相談月の初日から電話で受け付けます。
\*相談日には、必ず当事者本人がお越しください。
【申込・問合せ】 本庁市民課総合相談G(内線2572)
学業・就労中断者と保護者の定例相談会
【時】 毎月第1水曜日 13時30分～17時
【所】 川内薩人材育成センター
【内容】 精神保健福祉士とキャリアカウンセラーが復学や就労などの進路指導に応じます。
【対象】 16歳から35歳の学業および就労中断者とその保護者
【参加料】 無料
【申込方法】 電話(要予約)
【申込・問合せ】 若者サポートステーション「鹿児島静活館」(0120)541635

「はり・きゅうの日」

無料健康相談会

ひざや腰の痛み、肩凝りなどでお悩みの方はご相談ください。
【時】 8月3日(日)9時30分～12時
【所】
川内会場 すぐやかふれあいプラザ2階 和室
樋脇会場 樋脇保健センター2階 大会議室
\*治療希望の方は、タオルまたはハンカチをお持ちください。
【問合せ】 薩摩川内鍼灸師会(温古堂内)
0996(20)1147

その他

障害がある方も安全に自動車を運転できるために

聴覚障害者の運転免許取得
道路交通法の一部改正により、本年6月1日から聴覚障害者(補聴器を用いても10mの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者)であっても、ワイドミラーを活用して慎重に運転することにより、普通自動車に安全に運転することができると認められたことから、次の条件の下、運転免許が取得できる
聴覚障害者の運転免許取得
道路交通法の一部改正により、本年6月1日から聴覚障害者(補聴器を用いても10mの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者)であっても、ワイドミラーを活用して慎重に運転することにより、普通自動車に安全に運転することができると認められたことから、次の条件の下、運転免許が取得できる
障害者用自動車改造助成事業
障害者の社会参加を目的として、自動車改造に必要な経費を助成します。
【対象】 次の①・②・③の条件すべてに該当する方
①本市に居住を有する方
②身体障害者手帳をお持ちの方
③身体障害者手帳をお持ちの方の限度とします。
【助成額】 自動車運転免許取得費の3分の2以内とし、10万円を限度とします。
障害者用自動車改造助成事業
障害者の社会参加を目的として、自動車改造に必要な経費を助成します。
【対象】 次の①・②・③の条件すべてに該当する方
①本市に居住を有する方
②身体障害者手帳をお持ちの方
③身体障害者手帳をお持ちの方の限度とします。
【助成額】 自動車運転免許取得費の3分の2以内とし、10万円を限度とします。
産廃処分場ビデオを貸し出します
県が本市川永野町の採石場跡地を候補地として調査を進めている、公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場に関するイメージビデオ(DVD(4枚)またはVHSビデオテープ(4本)があります。貸し出しを希望する方はご連絡ください。
【連絡・問合せ】 本庁環境課 棄物対策G(内線2733)
自主防災組織の結成・活動を支援します
自主防災組織は、各種自然災害や火災発生時における早めの自主避難行動、初期消火活動など、人的被害を最小限に食い止める重要な組織となります。市では、自主防災組織結成の支援として出前講座を実施して

きるようになりました。
▼条件
①後方の視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するため、ワイドミラーを装着する。
②周囲の運転者に対する注意喚起のため、聴覚障害者標識の表示を義務化します。
禁止事項
聴覚障害者の保護のため、聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せなどは絶対にやめましょう。
障害者自動車運転免許 取得費助成事業
障害者の社会参加を目的として、自動車運転免許取得に必要な経費を助成します。
【対象】 次の①・②・③の条件すべてに該当する方
①本市に居住を有する方
②身体障害者手帳をお持ちの方
③所得制限額を超えていない世帯に属する方
【助成額】 自動車運転免許取得費の3分の2以内とし、10万円を限度とします。
障害者用自動車改造助成事業
障害者の社会参加を目的として、自動車改造に必要な経費を助成します。
【対象】 次の①・②・③の条件すべてに該当する方
①本市に居住を有する方
②身体障害者手帳をお持ちの方
③身体障害者手帳をお持ちの方の限度とします。
【助成額】 自動車運転免許取得費の3分の2以内とし、10万円を限度とします。
産廃処分場ビデオを貸し出します
県が本市川永野町の採石場跡地を候補地として調査を進めている、公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場に関するイメージビデオ(DVD(4枚)またはVHSビデオテープ(4本)があります。貸し出しを希望する方はご連絡ください。
【連絡・問合せ】 本庁環境課 棄物対策G(内線2733)
自主防災組織の結成・活動を支援します
自主防災組織は、各種自然災害や火災発生時における早めの自主避難行動、初期消火活動など、人的被害を最小限に食い止める重要な組織となります。市では、自主防災組織結成の支援として出前講座を実施して

③所得制限額を超えていない世帯に属する方
【対象経費】 助成対象者が使用者となり、運転しようとする自動車の操向装置および駆動装置などを改造するための経費
【助成額】 1件につき10万円以内
【申込・問合せ】 本庁高齢・障害福祉課障害福祉G(内線2181)および各支所市民福祉課
産廃処分場ビデオを貸し出します
県が本市川永野町の採石場跡地を候補地として調査を進めている、公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場に関するイメージビデオ(DVD(4枚)またはVHSビデオテープ(4本)があります。貸し出しを希望する方はご連絡ください。
【連絡・問合せ】 本庁環境課 棄物対策G(内線2733)
自主防災組織の結成・活動を支援します
自主防災組織は、各種自然災害や火災発生時における早めの自主避難行動、初期消火活動など、人的被害を最小限に食い止める重要な組織となります。市では、自主防災組織結成の支援として出前講座を実施して

います。また、結成後の消火訓練などの実地訓練も支援いたしますので、お気軽にお問い合わせください。
【問合せ】
組織の結成支援
本庁防災安全課防災G(内線4921)および各支所地域振興課
結成後の活動支援
消防局警防課
0996(22)0119
老人介護手当の申請
次のすべての要件に該当する方は申請してください(要件に該当していても、特別障害者手当および経過的福祉手当を受給している方は対象外です)。
【要件】
65歳以上の要介護4または5の高齢者を在宅で起居を共にしながら3カ月以上継続して介護している。
高齢者・介護者ともに本市に1年以上居住または住民登録している。
要介護高齢者の所属する世帯の世帯員(同居者)全員が市民税所得割非課税である。
【申請期間】 8月1日(金)～29日(金)8時30分～17時(12時～13時を除く)
\*土・日曜日を除く
【必要なもの】 印鑑(スタンプ

印を除く)、介護者名義の通帳(ゆうちょ銀行を除く)
【申請・問合せ】 本庁高齢・障害福祉課高齢者福祉G(内線2172)および各支所市民福祉課
児童扶養手当現況届の提出
児童扶養手当およびひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格者は、現況届を提出してください。資格者には、7月下旬ごろに届出書を送付します。
【受付期間】 8月1日(金)～29日(金)9時～17時(12時～13時を除く)
\*土・日曜日を除く
\*届け出がない場合、手当の受給や医療費の助成が受けられなくなります。
【提出・問合せ】 本庁子育て支援課育成支援G(内線2336)および各支所市民福祉課
父子手当の申請
申請により、母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者に対して支給します。
【申請期間】 8月1日(金)～29日(金)9時～17時(12時～13時を除く)
\*土・日曜日を除く
【必要なもの】 戸籍謄本・所得

証明・印鑑(スタンプ印を除く)
【申請・問合せ】 本庁子育て支援課育成支援G(内線2336)および各支所市民福祉課
労働力調査にご協力ください
本調査は、総務省が実施する調査で、失業率や雇用実態を明らかにする重要な調査です。本市においても、8月から調査が行われます。調査対象となった皆さまのお宅に調査員が伺った際には、ご協力をお願いします。
【問合せ】 県統計課人口労働統計係
099(286)2482
共聴施設でテレビをご覧の皆さまへ
平成23年7月24日までに、アナログテレビ放送は終了します。山間部など難視聴解消のため共聴施設でテレビを視聴している場合、その施設で地上デジタル放送を受信できるように改修や調整が必要な場合があります。従って、アナログテレビ放送の終了時期が近づくと改修工事が集中することが、予想されますので、共聴施設の設置者や管理者は、早めに保守管理者などにご相談ください。また、NHKでは、山間部や

離島などで地元組合が自主的に設置した「自主共聴施設」で、地上デジタル放送を受信できるか調査を行っています。調査費用は無料ですので、調査を希望する共聴組合は、問合せまでご相談ください。
なお、NHK共聴施設およびビル陰や送電線などによる受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設は調査対象となりませんので、ご注意ください。
【問合せ】 本庁情報政策課地域情報G(内線614)
平和を願い黙とうを
犠牲者への哀悼の意を表し、世界恒久平和の実現を願うため次の日に黙とうをお願いします。
▼広島原爆の日
8月6日(水)8時15分
▼長崎原爆の日
8月9日(土)11時2分
▼終戦の日
8月15日(金)12時
【問合せ】 本庁福祉課福祉G(内線2121)
夏の交通事故防止運動
「鹿児島の夏! マナーが輝く 快適ロード」をスローガンに、実施されています。
【期間】 7月21日(月)～30日(水)までの10日間

▼運動の最重点
高齢者と子ども
の交通事故防止
▼運動の重点
①飲酒運転・暴走など無謀運転の根絶、②後部座席を含めたシートベルトとチャイルドシート着用の徹底、③自転車の安全利用の推進
なお、運動期間以外も、交通ルールをしっかり守り、交通事故防止に努めましょう。
【問合せ】 本庁防災安全課危機管理G(内線4941)
農薬を使うときは細心の注意を
食品衛生法の改正により、平成18年5月29日にポジティブリスト制度が施行されました。
【ポジティブリスト制度とは】
基準が設定されていない農薬が一定(0.01ppm(1億分の1))以上含まれる食品の販売・流通を原則禁止する制度です。この制度の導入により、すべての食品に残留農薬基準が設定されました。
【次のことを必ず守りましょう!】
▼登録された農薬を使用する。
▼農薬の使用基準を守る。
▼防除日誌の記帳または防除の記録を残す。
▼農薬を購入した証明書(領収書など)を保存しておく。

\*日誌や証明書の提出を求められる場合があります。
▼農薬の散布時は、事前に周りの栽培者に伝えるなど、地域の栽培者との連絡を密に取る。
▼農薬の散布時は、風の強弱や風向きに注意し、ほかの作物に飛散しないように注意する。
▼土壌活性剤などの資材の使用の際は、表示ラベルなどで成分使用方法を十分確認する。
▼農薬の散布後は、農薬が器具内に残留しないよう、タンク、機械、ホースなどを洗い流す。
\*販売する作物が残留農薬基準値を超えると、その作物は出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があります。
【問合せ】
本庁農政課営農指導G(内線4221)および各支所産業建設課
さつま川内農業協同組合農産指導課
0996(27)0171
さつま農業協同組合農産課
0996(53)1387
同園芸課
0996(53)1389
北薩地域振興局農政普及課農業振興係
0996(52)4502
同課園芸普及係
0996(52)4516